

北しりべし廃棄物処理広域連合旅費条例施行規則

制 定 平成14年5月8日規則第5号

最近改正 平成19年11月27日規則第15号

(趣旨)

第1条 この規則は、北しりべし廃棄物処理広域連合旅費条例(平成14年北しりべし廃棄物処理広域連合条例第3号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(旅行の取消し等の場合における旅費)

第2条 条例第4条第5項に規定する規則で定める金額は、次に定めるところによる。

- (1) 鉄道賃、船賃、航空賃若しくは車賃として、又はホテル、旅館その他の宿泊施設の利用を予約するため支払った金額で、所要の払戻しの手続をとったにもかかわらず、払戻しを受けることができなかった額。ただし、その額は、その支給を受ける者が当該旅行について条例又はこの規則の規定により支給を受けることができる鉄道賃、船賃、航空賃、車賃又は宿泊料の額をそれぞれ超えることができない。
- (2) 赴任に伴う住所若しくは居所の移転のため支払った金額で、当該旅行について条例の規定により支給を受けることができる移転料の額の3分の1に相当する額の範囲内の額

(旅費を喪失の場合における旅費)

第3条 条例第4条第6項の規則で定める金額は、次に規定する額とする。

- (1) 現に所持していた旅費額(交通機関を利用するための乗車券、乗船券等の切符額で当該旅行について購入したもの(以下「切符額」という。)を含む。以下この条において同じ。)の全部を喪失した場合には、その喪失した時以後の旅行を完了するため条例の規定により支給することができる額
- (2) 現に所持していた旅費額の一部を喪失した場合には、前号に規定する額から喪失を免がれた旅費額(切符額については、購入金額のうち未使用部分に相当する金額)を差し引いた額

(旅行命令簿等の様式)

第4条 条例第5条第6項の旅行命令簿等の様式は、様式第1号のとおりとする。ただし、在勤地内における旅行については、様式第2号のとおりとする。

(路程の計算)

第5条 旅費の計算上必要な路程の計算は、次の各号の区分に応じ、当該各号に定めるところにより行うものとする。

- (1) 鉄道 鉄道事業法(昭和61年法律第92号)第13条第1項に規定する鉄道運送事業者の調べに係る鉄道旅客貨物運賃算出表に掲げる路程
- (2) 水路 海上保安庁の調べに係る距離表に掲げる路程
- (3) 陸路 地方公共団体の長その他当該路程の計算について信頼するに足る者により証明された路程

2 前項第1号又は第2号の規定により路程を計算し難い場合には、当該各号の規定にかかわらず、同項第3号の規定に準じて計算することができる。

(旅費の請求手続等)

第6条 旅費(概算払に係る旅費を含む。)の支給を受けようとする者及び概算払に係る旅費の支給を受けた者でその精算をしようとするものは、北しりべし廃棄物処理広域連合財務会計規則(平成19年北しりべし廃棄物処理広域連合規則第12号。以下「会計規則」という。)に定める旅費請求書に必要な書類を添付して広域連合長に提出しなければならない。

2 概算払に係る旅費の支給を受けた旅行者は、会計規則に定めるところにより、旅費の精算をしなければならない。

(在勤地内旅行の旅費)

第7条 条例第25条の在勤地内における旅行に係る旅費は、次に定めるところによる。

- (1) 鉄道賃及び車賃は、勤務場所から目的地までの距離が片道2キロメートル以上あり、かつ、当該旅行における交通事情に照らし最も経済的かつ合理的と認められる交通機関を利用する路程が

1 路線につき片道 1 キロメートル以上にわたる場合に限り、その交通機関の利用に際し現に要する旅客運賃により支給する。

(2) 日当は、条例第 5 条第 1 項第 2 号の旅行依頼により北しりべし廃棄物処理広域連合規約第 2 条に規定する関係市町村の職員が旅行する場合に限り、当該関係市町村の関係規程の例により支給する。

(3) 宿泊料は、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により宿泊する場合に限り、1 夜につき 7,000 円の範囲内でそのつど広域連合長が定める額により支給する。

(旅費の調整)

第 8 条 条例第 28 条に規定する規則で定める公用車を使用する旅行は、在勤地外の旅行（自動車運転手が公用車を運転して旅行した場合を含む。）で宿泊を要するもののうち、勤務場所から目的地までの距離が片道 40 キロメートル程度以内のものに係る日当は、条例別表第 1 号に掲げる額の 2 分の 1 に相当する額とする。

第 9 条 削除

2 在勤地外における研修、講習、訓練その他これらに類する目的（以下「研修等」という。）のための旅行で研修等の期間が 7 日以上のものに係る日当及び宿泊料については、研修等の期間が 3 月未満の場合にあっては条例別表第 1 に定める日当及び宿泊料の 10 分の 8 に相当する額とし、研修等の期間が 3 月以上の場合にあっては同表に定める日当及び宿泊料の 10 分の 7 に相当する額とする。ただし、研修等の期間外の勤務地から目的地までの移動に係る日当及び宿泊料については、この限りでない。

3 公用の宿泊施設を利用する場合の宿泊料については、その実費相当額とする。

4 旅行者が旅行中の公務傷病等により旅行先の医療施設等を利用して療養したため、正規の日当及び宿泊料を支給することが適当でない場合には、当該療養中の日当及び宿泊料の 2 分の 1 に相当する額は、支給しないものとする。

5 広域連合の経費以外の経費から旅費が支給されるため、正規の旅費を支給することが適当でない場合には、当該旅費のうち広域連合の経費以外の経費から支給される旅費に相当する旅費は、支給しないものとする。

6 前各項に規定するもののほか、任命権者は、旅行の性質上特に必要があると認めるときは、条例又はこの規則の規定による旅費額を減額することができる。

7 任命権者は、旅行者が条例又はこの規則の規定による旅費により旅行することが当該旅行における特別の事情により、又は当該旅行の性質上困難であると認めるときは、広域連合長に協議して当該旅費額を増額することができる。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平 14 . 7 . 1 規則 20）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平 14 . 7 . 15 規則 23）抄

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平 15 . 3 . 31 規則 4）

この規則は、平成 15 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平 19 . 3 . 30 規則 11）

この規則は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平 19 . 11 . 27 規則 15）

この規則は、公布の日から施行する。

旅行 命令簿
依 頼 簿

広域連合長	事務管理者	事務局長	次 長	主 幹	主 査	氏 名		備 考
命令日及び番号 月 日 第 号		期間 月 日から 月 日まで			用務		旅行先	
広域連合長	事務管理者	事務局長	次 長	主 幹	主 査	氏 名		備 考
命令日及び番号 月 日 第 号		期間 月 日から 月 日まで			用務		旅行先	
広域連合長	事務管理者	事務局長	次 長	主 幹	主 査	氏 名		備 考
命令日及び番号 月 日 第 号		期間 月 日から 月 日まで			用務		旅行先	
広域連合長	事務管理者	事務局長	次 長	主 幹	主 査	氏 名		備 考
命令日及び番号 月 日 第 号		期間 月 日から 月 日まで			用務		旅行先	
広域連合長	事務管理者	事務局長	次 長	主 幹	主 査	氏 名		備 考
命令日及び番号 月 日 第 号		期間 月 日から 月 日まで			用務		旅行先	
広域連合長	事務管理者	事務局長	次 長	主 幹	主 査	氏 名		備 考
命令日及び番号 月 日 第 号		期間 月 日から 月 日まで			用務		旅行先	
広域連合長	事務管理者	事務局長	次 長	主 幹	主 査	氏 名		備 考
命令日及び番号 月 日 第 号		期間 月 日から 月 日まで			用務		旅行先	
広域連合長	事務管理者	事務局長	次 長	主 幹	主 査	氏 名		備 考
命令日及び番号 月 日 第 号		期間 月 日から 月 日まで			用務		旅行先	

備考 命令内容の変更、概算額と精算額とで相違が生じたとき及びその他必要な事項は、備考欄に記入すること。

